

令和4年度 始良市プレミアム商品券及びプレミアムあいあいチケット 取扱店募集要項

1 発行の目的

物価高騰及び原油価格高騰等により、経営に苦慮している市内事業所の事業継続・経営安定を支援することに加え、低迷している市内消費に刺激を与え市内経済の活力回復及び産業の振興に資することを目的に、プレミアム商品券を発行します。併せて、高齢者の生活支援と地域活性化を目的に、プレミアムあいあいチケットを発行します。

2 商品券及びチケット（以下「商品券等」という）の概要

商品券発行者	始良市	
名称	始良市プレミアム商品券	プレミアムあいあいチケット
発行数	約 38,000 冊	約 20,000 冊
額面	商品券 1 枚あたり 500 円 (500 円 × 28 枚)	商品券 1 枚あたり 500 円 (500 円 × 10 枚)
販売単位等	1 冊 14,000 円分を 10,000 円で販売	5,000 円の商品を配布
プレミアム率	40%	—
販売(配布)期間	令和4年11月1日(火)～ 令和4年12月28日(水)	令和4年11月1日(火)～ 令和4年12月28日(水)
使用期間	令和4年11月1日(火)～ 令和5年1月31日(火)	令和4年11月1日(火)～ 令和5年2月28日(火)
購入対象者 (配布)	令和4年9月1日現在で、本市の住民 基本台帳に記録されている世帯の世帯 主	令和4年8月31日現在で、本市に 住所を有しており令和4年度の年 齢が「健康チケットあいあい」の 対象条件に該当する者
販売方法等 (受取)	対面販売・購入引換券提示	対面配布・引換券提示
購入限度	1 世帯 1 冊	1 人 1 冊

3 商品券等の使用対象にならないもの

以下の(1)から(10)に掲げるものとする。

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ（喫煙用タバコ等）の購入
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、事業用資産のリフォーム等
- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業に係る支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

- (9) 商品券等の交換又は売買
- (10) その他この商品券等の発行趣旨にそぐわないもの

4 取扱店の参加資格

次のいずれにも該当するもので、始良市内の店舗等に関し商品券等を使用できるものとする。

- (1) 始良市内に店舗、事業所等を有する事業者
- (2) 始良市プレミアム商品券及びプレミアムあいあいチケットの両方を取扱うことができる事業者
- (3) 次の①から④に該当する事業者でないもの
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行っている事業者
 - ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - ③ 上記「3 商品券等の使用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
 - ④ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

5 取扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券等は取扱店において使用期間内に限り使用可能とします。
- (2) 購入後の返品はできません。
- (3) 商品券等を現金化することはできません。
- (4) 商品券等額面に使用額が満たない場合でも、釣り銭は出ません。
- (5) 使用期間を過ぎた商品券等は受け取らないでください（換金できません）。
- (6) 商品券等を取扱店自らの事業上取引（商品の仕入れ等）に使用してはいけません。
- (7) 使用済み商品券等の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造、換金期間切れ等による損失に対して、発行者（始良市）は責を負いません。
- (8) 取扱店において、本券を使用対象外とする商品を独自に定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう明示する義務を負います。
- (9) 個人情報の取り扱いについては、十分留意してください。

6 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスターを使用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 使用者が持ち込んだ商品券等は、必ず目視による真贋チェック（商品券等見本を参照）を行ってください。色合いが明らかに違うなど偽造が疑われる商品券等については、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに始良市商工観光課まで報告してください。（偽造防止策：彩文等あり※プレミアムあいあいチケットに偽造防止はありません）。また、汚損・破損等が激しい商品券等についても、受け取りを拒否してください。換金できないことや、換金後に損害金を請求されることもあります。
- (3) 原則として、商品券等は店舗での使用時に店側で綴りから切り離します。切り離し済みの商品券等の使用を求められた場合には、冊子を提示してもらい、真贋チェックを入念に行うなど、慎重に対応してください。
- (4) 商品券等受領後は、裏面欄に、取扱店を押印、または、店名を記載することとし、既に取扱店名のある商品券等については、受け取りを拒否してください。
- (5) 始良市が、取扱店舗及び関係機関への調査・照会が必要と認めるときは、これに同意し、協力してください。

7 申込手続きについて

<申込方法>

本募集要項に同意の上、別添「令和4年度始良市プレミアム商品券取扱店登録申込書」に必要事項を記入し、始良市役所商工観光課へ原則郵送してください。

申込書類は、始良市のホームページ（<http://www.city.aira.lg.jp>）でもダウンロードできます。

なお、送付先及び問合せ先については「9 事務局の所在地」をご確認ください。

<申込期限>

第1次申込期限 : 令和4年9月30日（金） 午後5時必着

第1次申込以後の期限 : 令和5年1月31日（火） 午後5時必着

※ 令和4年9月30日までに申し込みをされた店舗のうち、取扱店として承認された店舗については、商品券販売時に市民へ配布予定の「取扱店一覧（リーフレット）」に掲載予定です。

9月30日以降の受付分は、市ホームページで情報を更新し、周知します。

<申込後の審査・承認>

申込のあった事業者は、始良市の審査を経て、承認を得られた場合は取扱店として登録されます。登録店舗へは、後日取扱店証明書とあわせて、取扱店ポスター等が送付されます。

<その他>

- ・ 始良市内に複数店舗が存在する場合でも、店舗ごとに申込してください。
- ・ 複数の店舗が含まれる大型商業施設等での一括申し込みはできません。テナントごとに申込してください。
- ・ 配布物として、ポスター、商品券等見本、取扱店舗マニュアル等を取扱店舗証明書とあわせて郵送します（プレミアムあいあいチケットは商品券見本、ステッカーの配布はありません）。

8 換金について

取扱店においては、登録、換金にかかる費用負担はありません。商品券、請求書、取扱店証明書を下記の事務局にお持ち頂き後日、登録口座に振り込み致します。

	始良市プレミアム商品券	プレミアムあいあいチケット
換金場所	始良市役所加治木総合支所 北庁舎3階 商工観光課 企業商工係 (始良市加治木町本町253番地)	始良市役所 別館 1階 長寿・障害福祉課 長寿福祉係 (始良市宮島町25番地)
請求期限	令和5年2月15日（水）午後5時厳守	令和5年3月13日（月）午後5時厳守
その他	事務局へ持参が困難な場合は以下でも換金受付します。 <ul style="list-style-type: none">・ 始良市役所3号館 地域政策課 (始良市宮島町25番地)・ 始良市役所蒲生総合支所別館2階 蒲生地域振興課 (始良市蒲生町2399番地)	

9 始良市プレミアム商品券等事務局の所在地

始良市役所商工観光課

〒899-5294 始良市加治木町本町253番地（始良市役所加治木総合支所北庁舎3階）

TEL 0995-66-3145 Fax 0995-62-3699（平日8:30~17:15）

10 取扱店の取消等

本募集要項に違反する行為が認められた場合や、登録内容に虚偽が認められた場合、換金拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は、損害賠償を請求する場合があります。

11 その他留意事項

- (1) 本募集要項に記載のない事項については、上記9「事務局の所在地」記載の電話番号へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報（店舗名称、所在地、業種等）は、「商品券の使えるお店（一覧表）」として始良市のホームページ等で広報予定です。

Q&A

Q 取扱店登録できる事業者を教えてください。

A 市内に店舗、事業所等を有する事業者で、「取扱店募集要項」の参加資格を満たす事業者です。

Q 大型店舗等に入っているテナントはそれぞれ登録が必要ですか。

A それぞれ登録が必要になります。

Q 取扱店登録申込書を郵送したら、どのくらいで承認されますか。

A 申込書を市が受け付けた日で承認しますが、申込書に不備があるときは、承認が遅くなります。

Q プレミアム商品とプレミアムあいあいチケットは、どちらも取扱わないと対象になりませんか。

A 「4 取扱店の参加資格」の(2)に記載されているとおり、両方の取扱いが必須となります。

Q 市内に複数の店舗を持っている場合の登録申請はどのように行えばいいか。

A 店舗ごとに登録申請をお願いします。

Q 前回までは「飲食・宿泊用」と「その他共通用」で分けられていたが、今回も同様か。

A 今回については、物価高騰や原油価格高騰の影響に伴う商品発行であり、どの業種も多大な影響を受けていることから、全ての登録店舗で取扱える共通券となっております。

Q 店舗が市役所の近くにあり、申請の持参は可能か。

A 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「郵送」による申請をお願いします。

Q 通常版健康チケットあいあいと一緒に使用することができますか。

A 今回、使用できるのは「プレミアムあいあいチケット」のみであり、「通常版健康チケットあいあい」との併用はできませんので、ご注意ください。

<問合せ先>

始良市プレミアム商品券について

始良市役所 企画部 商工観光課 企業商工係

TEL : 0995-66-3145 (直通) FAX : 0995-62-3699

プレミアムあいあいチケットについて

始良市役所 保健福祉部 長寿障害福祉課 長寿福祉係

TEL : 0995-66-3251 (直通) FAX : 0995-65-6964

問合せ時間 : 平日 午前8時30分 から 午後5時15分 まで